【就業規則のない企業も利用可能な「テレワーク勤務規程」（ひな形）】

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**テレワーク勤務規程**

第１条（目的）

この規程は、情報通信技術を利用した事業場外勤務の円滑な遂行のために必要な事項を定めるものである。

第２条（定義）

この規程において、「テレワーク勤務」とは、情報通信技術を利用して事業場外において、業務に従事することをいい、テレワーク勤務を行う者を「テレワーク勤務者」という。

第３条（適用対象者）

１　テレワーク勤務の適用対象者は、テレワーク勤務を希望する者のうち、会社の承認を得た者とする。ただし、次の各号に該当する者については、テレワーク勤務を認めない場合がある。

（１）採用後間もなく、自律的に業務を遂行することが難しいと認められる者

（２）情報通信機器等の操作に不慣れな者

（３）職務内容がテレワーク勤務に適さない者

（４）会社が不適当と認めた者

２　会社は、天災事変、交通障害、感染症の流行その他の事情により、テレワーク勤務を実施することが適切であると判断したときは、全社員にテレワーク勤務を命じることができる。

第４条（申請手続）

１　テレワーク勤務を希望する者は、上長の許可を得るものとする。

２　上長は、業務上その他の事由により、テレワーク勤務の許可の可否を判断し、また、テレワーク勤務の許可を取り消す場合がある。

第５条（就業場所）

テレワーク勤務者の就業場所は、自宅または上長が許可する場所とする。

第６条（労働時間）

１　テレワーク勤務者の労働時間および休憩時間は、通常勤務の場合と同じとする。

２　テレワーク勤務者は、テレワーク勤務の開始時刻および終了時刻を、電話、電子メールその他上長が指示する方法により上長に連絡するものとする。

３　テレワーク勤務者が勤務中に、私用のために業務を一時中断した時間、および自宅と会社または取引先等との間を移動した場合の移動時間は、労働時間として扱わない。ただし、業務上の事由により勤務中に移動を命じられた場合は、当該移動に要する時間を労働時間として扱う。

４　テレワーク勤務者は、原則として、時間外労働、深夜労働および休日労働を行ってはならない。ただし、業務上必要と認められる場合は、上長への事前の申請に基づき、認められることがある。

第７条（服務規律）

１　テレワーク勤務者は、自律的かつ効率的に業務を遂行し、誠実に業務に専念するものとする。

２　テレワーク勤務者は、業務の進捗状況について、電話、電子メールその他上長が指示する方法により、適宜報告するものとする。

３　テレワーク勤務中に私用のために業務を一時中断する場合は、事前に上長に申請して、許可を得るものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に申請することができない場合は、事後速やかに申し出るものとする。

４　テレワーク勤務者は、次の各号のいずれかに該当したときは、通常勤務に復帰するものとする。

　（１）許可を受けた期間が満了し、期間の更新がないとき

　（２）テレワーク勤務を行う理由が消滅したとき

　（３）通常勤務への復帰を命じられたとき

第８条（情報通信機器等の貸与）

１　会社は、業務の遂行に必要な情報通信機器等をテレワーク勤務者に対し貸与する。

２　テレワーク勤務者は、貸与された情報通信機器等に、会社の承認のないソフトウェアおよびアプリケーションをインストールしてはならない。

第９条（情報漏えいの防止）

１　テレワーク勤務者は、業務の遂行にあたり、情報漏えいの防止に努めるものとする。

２　業務に必要な機器、資料その他情報を会社から持ち出す場合は、あらかじめ上長の許可を得るものとし、持ち出した機器、資料その他情報を厳重に管理するものとする。

第１０条（費用負担）

１　テレワーク勤務の実施時に発生する通信費、郵便費、事務用品にかかる費用その他会社が認めた費用は、会社の負担とする。なお、請求可能な費用の範囲は、別途定める。

２　テレワーク勤務者は、費用の立替払いをした場合は、明細の記載がある領収書等を会社に提出し、精算する。

第１１条（連絡体制）

１　テレワーク勤務実施時に事故等が発生した場合、テレワーク勤務者は、直ちに上長に連絡するものとする。なお、上長の不在時は、上長があらかじめ指定した代理者に連絡するものとする。

２　緊急事態発生時におけるテレワーク勤務者への連絡は、上長または上長が指名した者が行うものとする。なお、テレワーク勤務者は、不測の事態が発生した場合の連絡に備えて、複数の連絡方法を会社に届け出ておくものとする。

第１２条（安全衛生・災害補償）

１　会社は、テレワーク勤務者の安全衛生の確保および改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。

２　テレワーク勤務者は、安全衛生の関する法令を遵守し、労働災害の防止に努めるものとする。

附則　この規程は、令和２年○月○日より施行する。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊